

京都市告示第156号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成29年5月30日

京都市長 門川 大作

- 1 土地の所在地
京都市伏見区深草大亀谷大谷町9番36の一部
京都市伏見区深草大亀谷大山町70番3の一部
市有地（未登記）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)